

平成22年度農林水産省税制改正要望の概要

平成21年11月6日
農 林 水 産 省

1. 既存税制の見直し等

税制改正要望については、政府税制調査会で示された方針に基づき、

①実施期間が相当期間継続していないか等の今日的な「合理性」

②減収額や利用件数など効果があるか等手段としての「有効性」

③補助金等の政策手段と比しての「相当性」

を含めた厳しい視点に立って見直しを行った。

その結果、21年度末に期限到来する27件(主管16及び共管11)について、従来のように単純延長せず、過半にあたる以下の14件(主管10及び共管4)については、農林水産省として延長要望しないこととした。

なお、農林水産省単独の新規要望は行わない。

- × 農業協同組合・農事組合法人等が国の補助等を受けて農業者等の共同利用のための施設を取得した場合の課税標準の特例措置(交付金相当額を軽減)(不動産取得税)
- × 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減措置(登録免許税)(その他、不動産取得税に係る措置2件)
- × 農林中央金庫等が行う組織再編による登記の税率の軽減措置(登録免許税)
- × 農協等が新たに株式会社等を設立するために不動産を現物出資した場合の非課税措置等(不動産取得税)(その他、特別土地保有税に係る措置1件)
- × 農協等が他の農協から信用事業を譲り受けた場合の不動産に係る課税標準の特例措置(不動産取得税)
- × 資源再生化設備等(木質固形燃料製造設備)を取得した場合の特別償却制度(所得税、法人税)
- × 漁業協同組合が漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の税率の軽減措置(登録免許税)
- × 海外投資等損失準備金制度(海外造林等)(法人税)
- × 特定設備等(高温焼却装置)を取得した場合の特別償却制度(所得税、法人税)
- × 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続税精算課税制度の非課税枠拡大措置(贈与税)
- × 新築住宅に対する税額の減額措置(固定資産税)

2. 延長要望をする事項（農林水産省の主管の事項）

（1）農業者等の経営を直接支援する

① 農林漁業用A重油に対する課税の減免の2年延長（石油石炭税）

農林漁業用A重油は、施設園芸、漁業生産にとって必要不可欠であり、他産業と比べても経営費に占める燃料費の割合が高く、また、近年、燃油価格が高騰し、高止まりしている状況である。

このような中、本措置の延長により経営コストを引き続き軽減することが必要である。

（特例） 輸入A重油に係る石油石炭税2,040円/k1の免税
国産A重油に係る石油石炭税2,040円/k1の還付

② 協同組合の合併に係る課税の特例措置の3年延長（法人税、住民税、事業税）

漁協や農協には規模の小さいものも多く、合併を進めることは、所得向上や農山漁村の6次産業化の推進を図る上でも重要である。

このため、本措置を延長することにより、時価ではなく帳簿価格による合併を引き続き可能とし、円滑な組織再編を進めることが必要である。

（特例） 法人の合併については、売上高が1：5以下である等一定の条件を満たす場合のみ「適格合併」として簿価での合併が認められるが、農協等の協同組合については、規模要件に関係なく、①事業の関連があること、②事業が継続されること、③従業員の概ね8割以上が合併後も従事することが見込まれることを満たせば「適格合併」として取り扱われる。

③ 農業委員会のあっせん等により農地等を取得した場合の課税標準の特例措置の2年延長（不動産取得税）

食料自給率の向上を図る上で、意欲ある農業者に農地を集積し、有効利用を図ることが重要である。

そのためには、農業委員会が農地の売買等を希望する農家の間に立ってあっせんすること等が有効な手段であり、本措置を延長することにより優良農地の取得の際に農業者に対して直接課される税負担を引き続き軽減することが必要である。

（特例）農業者が農業委員会のあっせん等を通じて農地等を取得した場合の不動産取得税の課税標準の特例措置（取得価格の1／3控除）

（2）循環型社会の構築を進める

① 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置の2年延長（固定資産税）

法律の定める基準に従った家畜排せつ物の管理施設の整備を促進することは、生活環境の保全や持続的な農業生産の促進のために重要である。

このため、本措置の延長により、不採算部門である家畜排せつ物の管理施設の整備に係る経済的負担を引き続き軽減することが必要である。

（特例）同法に基づき管理施設を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例措置（5年間、1／3控除）

② 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の2年延長(固定資産税)

農林漁業由来のバイオマスを活用した国産バイオ燃料の生産拡大は、農林漁業の新たな需要を開拓し、農林漁業の持続的かつ健全な発展及び地球温暖化防止に貢献するものである。

このため、本措置を延長することにより、バイオ燃料製造設備の導入に係るコストを引き続き引き下げる必要がある。

(特例) 同法に基づきバイオ燃料製造設備を新設した場合の固定資産税の課税標準の特例措置(3年間、1/2控除)

(3) 農山漁村を活性化する

食品流通構造改善促進法に基づく事業を行う中核的地方卸売市場等に係る課税標準の特例措置の2年延長(固定資産税)

産地の安定的な出荷先の確保、流通コストの削減等を図る上で、地方卸売市場の連携・合併を促進し、集荷力を向上させることが重要である。

このため、本措置を延長することにより、地方卸売市場の開設者の連携・合併に係るコストを引き続き軽減することが必要である。

(特例) 地方卸売市場のうち一定の要件を満たす市場が他の市場と連携して同法に基づき事業を実施する場合等の卸売市場の連携や合併に必要な施設等の固定資産税の課税標準の特例措置(5年間、1/3控除)